

# 平成31年度 ひょうごチャレンジ起業支援貸付 公募要項

(第1回ひょうご・神戸チャレンジマーケット枠)

「ひょうごチャレンジ起業支援貸付」は、「ひょうご・神戸チャレンジマーケット申請者」を対象とした貸付金であり、有望なビジネスプランを有し、兵庫県内において、経験や技術を活かして新たに事業を開始する方並びに開業して間もない企業等を資金面で支援するための無利子貸付制度です。

ご利用に際しては、当公募要項をご熟読の上、下記受付期間内に「ひょうご・神戸チャレンジマーケット申込書」と「貸付申請書」を同封し、(公財)ひょうご産業活性化センターにご提出ください。必要書類を不備なくご提出いただくために、できるだけ事前にご相談ください。

## 〈受付期間〉

令和元年5月7日(火)～7月12日(金)〈最終日16時必着〉

## 〈ご利用のポイント〉

- ① 無担保・無利子・保証人不要（代表者保証も不要）
- ② 貸付期間は最長10年間とし、その中で希望をふまえ、据置期間・返済期間を設定
- ③ 返済は口座振替による毎月返済（自動引落し）
- ④ 貸付日以降の1年以内に支出する設備資金・運転資金にご利用いただけます。
- ⑤ 貸付額は1,000万円を限度とし、審査により希望額を減額したり何らかの条件を付すことがあります。
- ⑥ センターが貸付対象として認めた必要経費（助成金対象経費以外も可）の70%が貸付額の上限となります。

(公財)ひょうご産業活性化センター

〒650-0044 神戸市中央区東川崎町1-8-4  
神戸市産業振興センター2階  
TEL. 078-977-9075/FAX. 078-977-9112

§ 1	制度の概要	・・・・・・・・・・	P 1
§ 2	審査	・・・・・・・・・・	P 2
§ 3	契約・資金交付	・・・・・・・・・・	P 2
§ 4	貸付申請	・・・・・・・・・・	P 3～P 4
§ 5	別表		
	□ 必要書類一覧	・・・・・・・・・・	P 5
§ 6	申請様式		
	□ 貸付申請書	(様式第 1 号の 1) ・・・・・・・・・・	P 6～P 8
	□ 個人情報の取扱いに関する同意書(申請者)	(様式第 1 号の 6) ・・・・・・・・・・	P 9
	□ 資金調達計画書(創業予定者、決算期を 2 期迎えてない事業者用)	(様式第 1 号の 7) ・・・・・・・・・・	P 1 0
§ 7	記載例		
	□ 貸付申請書	(様式第 1 号の 1) ・・・・・・・・・・	P 1 1～1 3

## § 1 制度の概要

### (1) 貸付対象者等

貸付対象者	今年度に実施するひょうご・神戸チャレンジマーケット（以下「チャレンジマーケット」という）に申込をし、有望なビジネスプランを有し、兵庫県内において主たる事務所を有し起業等にチャレンジし、右欄のいずれかに該当する方	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 原則として創業後5年未満の方</li> <li>2 創業後5年以上の場合は、新たな事業活動に対する経営革新計画の認定を取得した方に限ります。ただし、認定計画申請中でも応募は可能ですが、認定が取得できなかった場合は応募がなかったものとして取り扱います。または認可済で認定計画期間中の方</li> <li>3 過去にチャレンジマーケットにおいて発表者として選定されたが貸付を希望せず、今年度の貸付を希望される方（※チャレンジマーケットの応募は必要としません）。 ※同時に貸付を希望され「不採択」とされた方は除きます。</li> <li>4 起業する場合は次の(1)から(3)までのいずれかに該当する方             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 同一業種の事業所(中小企業に限らない。)に継続して3年以上勤務し、最終の事業所を退職したのち概ね1年以内にその技術又は経験を活かし、県内で同一業種により営業を開始しようとする方</li> <li>(2) 法律に基づく資格を有し、原則として資格取得後5年以内に県内でその資格により営業を開始しようとする方</li> <li>(3) 特許法、実用新案法、意匠法に基づく出願による登録を受け(第三者からの技術移転を含む)、その技術を用いて、県内で営業を開始しようとする方</li> </ol> </li> </ol>
貸付対象分野	医療・福祉、生活文化、情報通信、環境・エネルギー、新製造技術・新素材、輸送・物流、ビジネスサポート等	

### (2) 申込み方法

公募要項をご熟読の上、ひょうご・神戸チャレンジマーケットと同時に申込みください。

### (3) 貸付条件

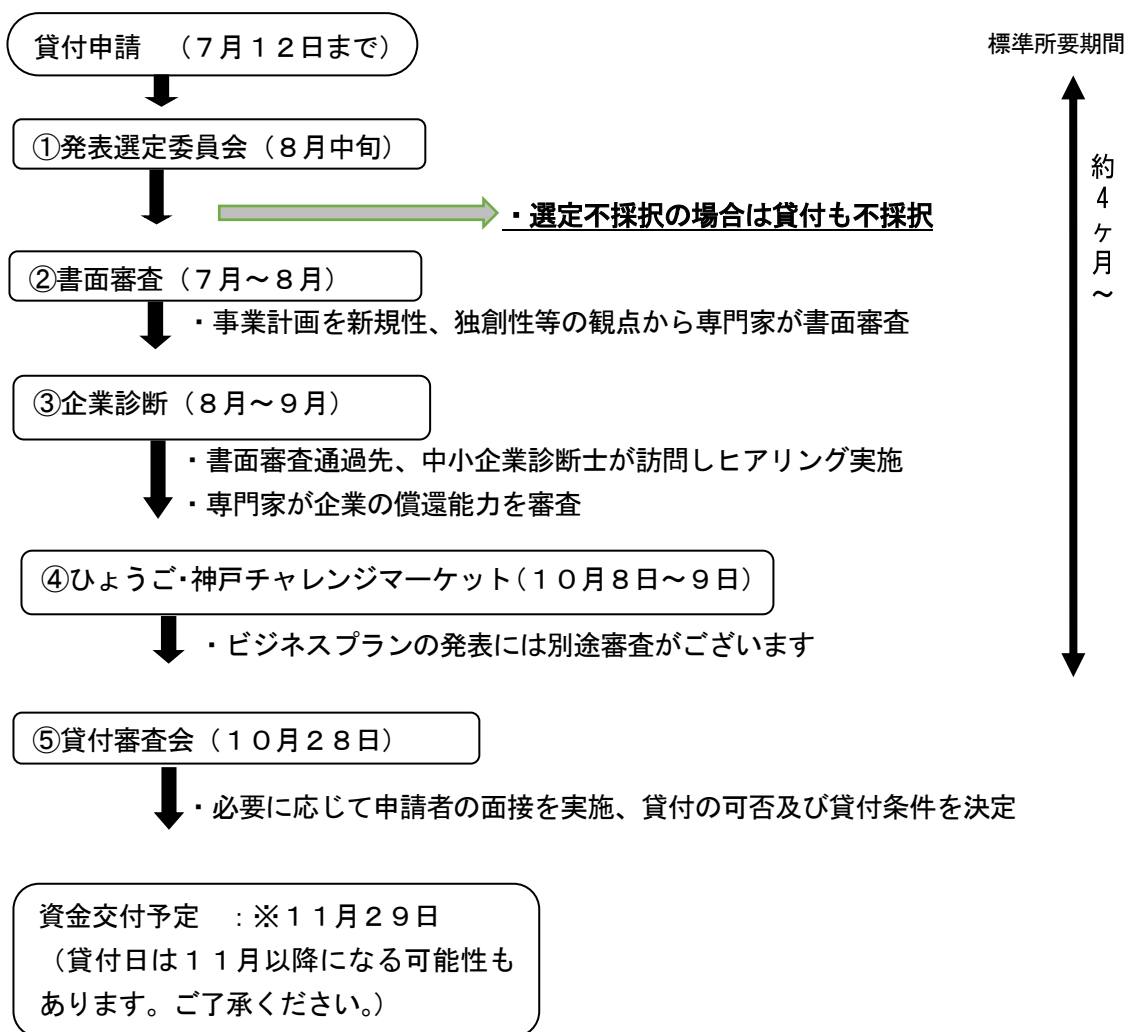
貸付限度額	1,000万円以内（貸付額は10万単位、最低金額は100万円）
貸付割合	センターが貸付対象として認めた必要経費の70%以内 または、貸付限度額の低い方が貸付額の上限
貸付利率	無利子
貸付期間・返済方法	最長10年間の貸付期間の中で、希望を踏まえ、据置期間(最長3年以内)・返済期間を設定・据置期間終了の翌月から口座振替による毎月返済(自動引落し)
資金用途	貸付日以降の1年以内に支出する運転資金・設備資金 (助成金対象経費以外も認められます。) ※ 他の債務返済(借換え)は対象外
担保・保証人	無担保・無保証（代表者保証も不要）
留意事項	貸付の可否及び貸付額は審査委員会で決定します。 また、審査結果により貸付条件(希望額の減額、届出書・契約書等の提出等)が追加される場合があります。

## § 2 審査

審査は以下の手順で行われます。審査状況により、必ず希望額が貸付けされるわけではありませんのであらかじめご了承ください。 ※ 審査の結果は文書で通知します。

- ① 事業計画について、書面審査を実施。
- ② 書面審査を通過した事業者を対象に、専門家による企業診断(会社を訪問し面談)を実施。
- ③ 企業診断実施後に財務面の書面審査を実施。その後ヒアリング審査を実施します。  
これらの結果を総合的に判断し、貸付の可否や貸付条件を決定します。
- ④ なお、審査内容及び審査における貸付可否の内容に対するお問合せは一切お答えできませんので、あらかじめご了承ください。

### — 審査手順 —



## § 3 契約・資金交付

### (1) 金銭消費貸借契約

確定日付を付与した金銭消費貸借契約を締結します。確定日付料・収入印紙代は申請者のご負担となります。

### (2) 資金交付

必要資金の見積書等を確認した上で貸付けしますが、後日(貸付実行日から1年以内)に支払済の確証(振込金受取書・領収書等)を提出していただきます。

貸付金の目的外使用(旧債務の返済等)、借主の償還能力の著しい変化、その他貸付条件の違反等の事情が発生した場合には、貸付金の一部または全部の返済を求めることがあります。

## § 4 貸付申請

### 1 申請手続

(1) 受付期間 令和元年5月7日(火)～7月12日(金) 最終日16時必着

### (2) 提出書類

#### <申請時>

#### ●法人・個人事業主共通

- ① ひょうごチャレンジ起業支援貸付申請書(様式第1号の1)
- ② ひょうご・神戸チャレンジマーケット事業計画書(写し)
- ③ 個人情報の取扱いに関する同意書(申請者)(様式第1号の6)
- ④ 資金使途の確認書類  
(購入物件等の見積書の写し、カタログ又は図面、委託費・外注費の見積書等の写し)
- ⑤ 資金調達計画書(様式第1号の7)「創業予定者、決算期を2期迎えてない事業者の場合」

#### ●法人のみ

- ① 会社概要(パンフレット等)
- ② 最近3期分の決算書の写し  
(勘定科目明細書・法人事業概況説明書を含む、税務署印のあるもの)
- ③ 履歴事項全部証明書(原本)

#### ●個人事業主のみ

- ① 最近3期分の確定申告書(収支内訳書を含む、税務署印のあるもの)の写し
- ② 申請者本人であることが確認できる書類(運転免許証等の写し)

#### <貸付内定後、必要となる書類>

#### ●法人・個人事業主共通

- ① 自己資金の確認資料(預金通帳等の写し)
- ② 許可、認可、免許、登録又は届出等が必要な企業は許可書等の写し
- ③ 補助金交付申請・決定書の写し「国・地方公共団体の補助制度を併用する場合」
- ④ 勤務証明書(様式第1号の8)「新規開業の場合」
- ⑤ 印鑑証明書等の公的証明書

※上記貸付内定後に必要となる書類の提出時期は、当センターからご連絡いたします。  
また、必要に応じ、追加書類の提出を求めることがあります。

### (3) 提出先

(公財)ひょうご産業活性化センターへ持参又は郵送により提出してください(締切厳守)。

※ 提出書類の確認のため、できるだけご持参ください。



#### [申請・問合せ先]

公益財団法人 ひょうご産業活性化センター  
創業推進部 投資育成課  
〒650-0044 神戸市中央区東川崎町 1-8-4  
神戸市産業振興センター2F  
TEL 078-977-9075 FAX 078-977-9112

## 2 留意事項

- (1) お預かりした貸付申請書及び添付書類は適正に管理いたします。(返却はいたしません。)
- (2) 審査委員会における審査内容に関するお問合せには一切お答えできませんので、あらかじめご了承ください。
- (3) 貸付を決定した事業者の屋号、代表者名、事業計画の概要は公開します。
- (4) 事業実施状況や資金使途を明確にするため、経理その他の事務は的確に遂行し、日々の取引を正確に帳簿に記録してください。事業実施や資金使途が確認できない場合、貸付額が減額されることがあります。後日、資金使途の確認書類(振込金受取書・領収書、口座の出入明細等)を徴求いたします。

## 3 繰上げ返済となるケース

- (1) 貸付期間内は、経営状況や申請事業の成果を把握するため、決算書の提出や事業状況の報告が義務付けられています、期限内に正当な理由なく提出がない方は全額繰上げ返済の対象となります。
- (2) 貸付金の目的外使用、虚偽の貸付申請、借り主の償還能力の著しい変化、その他貸付条件への違反等が発生した場合には、貸付決定の取消しや、既に貸付けした資金の一部または全部の返済を求めることがあります。
- (3) 兵庫県内で創業していたが、事業拠点を兵庫県外に移転した場合は、全額繰上げ返済の対象となります。(登記上は県内であっても、人員配置しない空事務所も含む。)
- (4) 代表者の居住は兵庫県内が条件です、県外に移転した場合も繰上げ返済の対象となります。
- (5) 当初事業計画の内容と異なる事業に転換及び店舗閉鎖は全額繰上げ返済の対象となります。

別表

～・～・～・～ 必要書類一覧 ～・～・～・～

チェック欄	法人	個人事業主	「申請時」必要書類〈各1部〉
<input type="checkbox"/>	●	●	ひょうごチャレンジ起業支援貸付申請書(様式第1号の1)
<input type="checkbox"/>	●	●	事業計画書(ひょうご・神戸チャレンジマーケット事業用の写しで可)
<input type="checkbox"/>	●	●	個人情報の取扱いに関する同意書〈申請者用〉 (様式第1号の7)
<input type="checkbox"/>	●	●	資金使途の確認書類 (購入物件等の見積書の写し、カタログ又は図面、委託費・外注費の見積書等の写し)
<input type="checkbox"/>	●	●	資金調達計画書(様式第1号の8)「創業予定者、決算期を2期迎えてない事業者の場合」
<input type="checkbox"/>	●		会社概要(パンフレット等)
<input type="checkbox"/>	●		最近3期分の決算書(勘定科目明細書・法人事業概況説明書を含む、税務署印のあるもの)の写し
<input type="checkbox"/>	●		履歴事項全部証明書(原本)
<input type="checkbox"/>	●		代表者の所得の分かるもの(源泉徴収票等の写し)
<input type="checkbox"/>	●		代表者本人であることが確認できる書類(運転免許証等の写し)
<input type="checkbox"/>		●	最近3期分の青色申告決算書(収支内訳書を含む、税務署印のあるもの)の写し
<input type="checkbox"/>		●	申請者本人であることが確認できる書類(運転免許証等の写し)